

業種別ガイドラインの見直しのためのポイント

【備註】

○本資料は、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、各業種別ガイドラインを合理的な内容に見直せるよう、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室において、最新情報（専門家の提言、政府事務連絡、業種別ガイドラインの改訂事例等）を踏まえ、見直しのためのポイントをまとめたものです。（今後とも定期的に更新する予定です。）

○下記の項目ごとに最新情報に基づく記載のポイントを記載していますので、各業種の業務内容・業務環境等を踏まえ、個別に見直しを検討して下さい。

【構成】

- (1) 感染リスクの評価
- (2) 基本的な感染対策（飛沫感染対策、エアロゾル感染対策、接触感染対策）
- (3) 場面ごとの感染対策の留意点
- (4) 従業員等の行動管理に関する扱い等の情報

項目		ポイント	最新情報（専門家の提言、政府事務連絡、業種別ガイドラインの改定事例）	
(1) 感染リスクの評価				
1	感染リスクの評価	・「感染リスクが高まる「5つの場面」」 ・「三つの密」 ・「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策」等を踏まえ、業界・業種の特性に応じた感染リスクの検討・評価、感染状況に応じた対策が重要。	・新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染リスクが高まる「5つの場面」」（2020年10月23日） https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf 【P001】 ・厚生労働省チラシ「ゼロ密を目指そう!」【P002】 https://www.mhlw.go.jp/content/000895877.pdf ・新型コロナウイルス感染症対策分科会「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」（2022年2月4日）【P003】 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hul/taisakusuisin/bunkakai/dai12/gijisidai_4.pdf	
(2) 基本的な感染対策				
2-1	飛沫感染対策	○マスクの着用	・適切なマスクの正しい着用と場面に応じた適切な着脱。 ・屋外では、季節を問わず、マスク着用は原則不要（人との距離（目安2m）が保てず、会話をする場合は着用。）。 ・屋内では、人との距離（目安2m）が保てて、会話をほとんど行わない場合を除き、マスクを着用。 ・病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないように十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる。	・厚生労働省HP「マスクの着用について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni/suite/bunya/kansentaisaku_00001.html 【P012】 ・厚生労働省HP「マスクの着用に関連するQ&A マスクを着用する場面、外してよい場面はどのような場面でしょうか。」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni/suite/bunya/kenkou_jiryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q4-6 【P017】 ・厚生労働省HP「マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14297.html 【P020】
		○人と人との距離の確保	・新しい生活様式の実践において、「人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。」と例示しているが、その他の感染対策の実施や場面に応じて個別の対人距離を設定している事例もある。 ・例えば、イベントの開催制限において、マスクの着用や換気の徹底を前提に、大声を出さないイベント（会話は可）については、「人と人が触れ合わない距離での間隔」としている。 ・経団連や遊園地テーマパークのガイドラインでは、マスクの着用や換気の徹底などを前提に、オフィス内や待機列などでの対人距離を設定。	・厚生労働省「新しい生活様式」（2020年6月19日） https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641743.pdf 【P021】 ・内閣官房コロナ室「基本的対応方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」別紙2（2022年9月8日） https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenaku_seigen_20220908.pdf 【P022】（別紙2はP037～） ・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（オフィス版・製造事業場版）」締結について（2022年6月17日） https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html 【P043】 ・「遊園地・テーマパークにおける新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」（2022年8月9日改訂） https://www.e-yuenchi.com/pdf/amusement_park_guideline.pdf 【P047】
		○パーティションの設置	・対面する場面などで、人と人との距離が確保できない場合等には、パーティションの設置による飛沫感染対策が有効。ただし、2-2エアロゾル感染対策の観点から、空気の流れを阻害しないパーティションの設置に留意すること。 ・経団連のガイドラインでは、パーティションがなく対面する場合には、一定の距離を保てるよう、工夫することを記載。	・内閣官房コロナ室「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改訂その6）」（2022年9月8日） https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jmu_inshokuten_daisha_nshininshou_20220908.pdf 【P066】 ・新型コロナウイルス感染症対策分科会「換気の提言」（2022/7/14） https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hul/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf 【P076】 ・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（オフィス版・製造事業場版）」締結について（2022年6月17日） https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html 【P043】
		○咳エチケット	・咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる咳エチケットが重要。	・厚生労働省HP「咳エチケット」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni/suite/bunya/0000187997.html 【P084】